

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省）

項 目 名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等		
税 目	所得税 （租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5） 法人税 （租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28）		
要 望 の 内 容	【要望事項】 適用期限を 2 年延長する。（令和 10 年 3 月 31 日まで） 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲40,900 百万円） （ - 百万円）

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

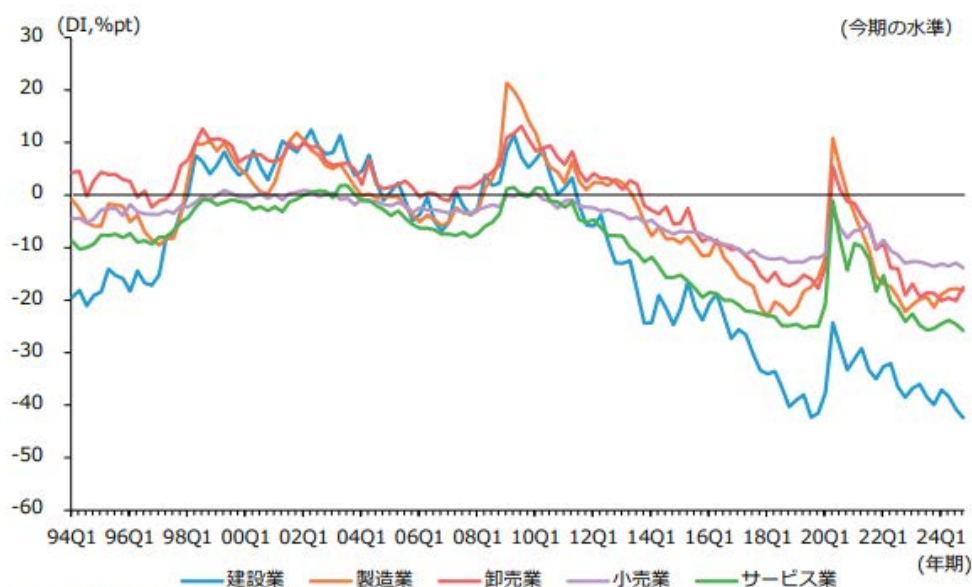
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.6%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考> 中小企業の従業員数過不足 DI の推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIは、従業員数の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

（出典）中小企業景況調査

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 30%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
	有効性	政策目標の達成状況	売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金 1 億円未満の企業）の比率 平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7% 令和 4 年度 29.8% 令和 5 年度 29.5% （参考）資本金 1 億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和 2 年度 16.9% 令和 3 年度 16.5% 令和 4 年度 15.5% 令和 5 年度 16.0% （出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算
		要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和 7 年度 法人：706,749 社、個人：31,726 者 令和 8 年度 法人：732,898 社、個人：32,899 者 令和 9 年度 法人：760,016 社、個人：34,117 者 ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。

		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。																				
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																					
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。																					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和 5 年度） <table><thead><tr><th>業種</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>サービス業</td><td>31.4%</td></tr><tr><td>建設業</td><td>18.9%</td></tr><tr><td>製造業</td><td>12.0%</td></tr><tr><td>不動産業</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>8.2%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>料理飲食旅館業</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>運輸通信公益事業</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.3%</td></tr></tbody></table> （出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和 7 年 2 月国会提出）」		業種	割合	サービス業	31.4%	建設業	18.9%	製造業	12.0%	不動産業	9.3%	小売業	8.2%	卸売業	7.5%	料理飲食旅館業	4.2%	運輸通信公益事業	3.2%	その他	5.3%
	業種	割合																					
サービス業	31.4%																						
建設業	18.9%																						
製造業	12.0%																						
不動産業	9.3%																						
小売業	8.2%																						
卸売業	7.5%																						
料理飲食旅館業	4.2%																						
運輸通信公益事業	3.2%																						
その他	5.3%																						
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項：第 67 条の 5 ② 適用件数：657,884 件（令和 5 年度） ③ 適用額：3,728 億円（令和 5 年度）																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。
	前回要望時の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 (上記「政策目標の達成状況」参照)
これまでの要望経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末まで） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末まで）
担当部局 (課) 及び 担当者		中小企業庁事業環境部財務課 担当課長 笠井 康広（内線 5281）代表 ☎03-3501-1511 担当補佐 西本 裕志（内線 5281）直通 ☎03-3501-5803 担当補佐 佐久間 健太（内線 5281）FAX 03-3501-6868 担当者 渡部 尚人（内線 5281） 担当者 宇野 和葉（内線 5281）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報があつた平成29年度から令和5年度までの適用件数から、平均伸び率を算出。

平成29年度	531,317件	
平成30年度	549,940件	(前年度比 3.5%)
令和元年度	586,013件	(前年度比 6.6%)
令和2年度	643,069件	(前年度比 9.7%)
令和3年度	665,130件	(前年度比 3.5%)
令和4年度	653,853件	(前年度比 -1.7%)
令和5年度	657,884件	(前年度比 0.6%)
平均		3.7%

(2) 「適用実態調査」の令和5年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和6年度以降の適用社数を推計。

令和5年度	657,215社	【実績】
令和6年度	681,532社	$(657,215 \times 1.037)$
令和7年度	706,749社	$(681,532 \times 1.037)$
令和8年度	732,898社	$(706,749 \times 1.037)$
令和9年度	760,016社	$(732,898 \times 1.037)$

(3) 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行うことに関する適用者数
→精査中

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の令和5年度実績に、1.(1)で算出した伸び率を掛け、令和4年度以降の適用者数を推計。

令和5年度	29,502者	
令和6年度	30,594者	$(29,502 \times 1.037)$
令和7年度	31,726者	$(30,594 \times 1.037)$
令和8年度	32,899者	$(31,726 \times 1.037)$
令和9年度	34,117者	$(32,899 \times 1.037)$

(2) 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行うことに関する適用者数
→精査中

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

令和7年度

$$37,530 \text{ 百万円 (※1)} \times 7.0\% \text{ (法人住民税率)} \\ = \underline{2,627 \text{ 百万円}}$$

令和8年度

$$38,919 \text{ 百万円 (※1)} \times 7.0\% \text{ (法人住民税率)} \\ = \underline{2,724 \text{ 百万円}}$$

令和9年度

$$40,359 \text{ 百万円 (※1)} \times 7.0\% \text{ (法人住民税率)} \\ = \underline{2,825 \text{ 百万円}}$$

(※1) 令和7年度～令和9年度の国税減収見込額

令和5年度の減収額(349億円)から、3.7%(平成29年度から令和5年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

令和7年度

$$161,769 \text{ 百万円 (※2)} \times 7.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{11,324 \text{ 百万円}}$$

令和8年度

$$167,754 \text{ 百万円 (※2)} \times 7.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{11,743 \text{ 百万円}}$$

令和9年度

$$173,396 \text{ 百万円 (※2)} \times 7.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{12,177 \text{ 百万円}}$$

(※2) 令和7年度 37,530 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

令和8年度 38,919 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

令和9年度 40,359 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

②特別法人事業税の減収額

令和7年度

$$11,324 \text{ 百万円} \times 37.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{4,190 \text{ 百万円}}$$

令和8年度

$$11,743 \text{ 百万円} \times 37.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{4,345 \text{ 百万円}}$$

令和9年度

$$12,177 \text{ 百万円} \times 37.0\% \text{ (外形外法人の税率)} = \underline{4,506 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

令和7年度

2,627 百万円 + 11,324 百万円 + 4,190 百万円 = 18,141 百万円

令和8年度

2,724 百万円 + 11,743 百万円 + 4,345 百万円 = 18,812 百万円

令和9年度

2,825 百万円 + 12,177 百万円 + 4,506 百万円 = 19,508 百万円

※昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行うことに関する減収額
見込み→精査中

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 28・地方 32 税 (自動連動)) (法人税: 義、法人住民税: 義、法人事業税: 義)
		② 上記以外の税目	(国税 28・地方税 32 (自動連動)) (所得税: 外、個人住民税: 外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。
			《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで)

			令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末）
8	適用又は延長期間		令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 3 1 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 30% 程度、それ以外の企業における当該比率が 16% 程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20% 以下の水準に到達することを目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。

10	有効性等	① 適用数	令和元年度 586,013 件 令和2年度 643,069 件 令和3年度 665,130 件 令和4年度 653,853 件 令和5年度 657,215 件 令和6年度 681,532 件（推計） 令和7年度 706,749 件（推計） 令和8年度 732,898 件（推計） 令和9年度 760,016 件（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算。
		② 適用額	令和元年度 3,415 億円 令和2年度 3,607 億円 令和3年度 3,751 億円 令和4年度 3,636 億円 令和5年度 3,728 億円 令和6年度 3,862 億円（推計） 令和7年度 4,005 億円（推計） 令和8年度 4,153 億円（推計） 令和9年度 4,307 億円（推計） ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。 【算定根拠】 令和元年度～令和5年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より引用。 ※令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用額実績から平均伸び率を算出し、試算。
		③ 減収額	

				<table><tr><th>年度</th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th></tr><tr><td>R1</td><td>325</td><td>23</td><td>134</td></tr><tr><td>R2</td><td>316</td><td>22</td><td>131</td></tr><tr><td>R3</td><td>342</td><td>24</td><td>141</td></tr><tr><td>R4</td><td>337</td><td>24</td><td>139</td></tr><tr><td>R5</td><td>349</td><td>24</td><td>144</td></tr><tr><td>R6</td><td>362</td><td>25</td><td>150</td></tr><tr><td>R7</td><td>375</td><td>26</td><td>155</td></tr><tr><td>R8</td><td>389</td><td>27</td><td>161</td></tr><tr><td>R9</td><td>404</td><td>28</td><td>167</td></tr></table>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	337	24	139	R5	349	24	144	R6	362	25	150	R7	375	26	155	R8	389	27	161	R9	404	28	167
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																									
R1	325	23	134																																									
R2	316	22	131																																									
R3	342	24	141																																									
R4	337	24	139																																									
R5	349	24	144																																									
R6	362	25	150																																									
R7	375	26	155																																									
R8	389	27	161																																									
R9	404	28	167																																									
				単位: 億円																																								
				※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。																																								
				【算定根拠】 令和元年度～令和5年度の法人税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)を基に財務省試算。 ※令和6年度～令和9年度は平成29年度～令和5年度の適用件数実績から平均伸び率を算出し、試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。																																								
	④	効果		《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が30%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。 売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率 令和元年度 28.5% 令和2年度 29.7% 令和3年度 29.7% 令和4年度 29.8% 令和5年度 29.5% (参考)資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 令和元年度 16.0% 令和2年度 16.9% 令和3年度 16.5% 令和4年度 15.5% 令和5年度 16.0% (出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算																																								

			《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
			《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 5 年 8 月

経済産業省の政策体系

政策（施策）
1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
2. 対外経済関係の円滑な発展
3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
5. 産業保安・安全の確保
6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
7. 中小企業の発展

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能。
- ①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の適用期限の延長等を行う。

現行制度

【適用期限：令和7年度末まで】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ※	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

※ 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで）
- 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。